

令和8年度南島原市奨学生募集要項

1. 募集期間 令和8年4月1日(水)～5月29日(金)まで

※郵送の場合は5月29日(金)必着

2. 貸付対象(条例第6条関係)

奨学資金は、南島原市に住所を有する者の子弟で、次に掲げる学校に在学する者に対して貸し付けます。

①学校教育法第1条に規定する次の学校

- ・ 高等学校
- ・ 大学(法第97条・法第108条に規定する大学院及び短期大学を含む。)
- ・ 高等専門学校

②法第124条に規定する専修学校(専門課程であって修業年数2年以上の学校に限る。)

③独立行政法人海技教育機構法その他の法令で定める教育施設で、規則で定めるもの。

※他公私団体の奨学金制度との併願・併給は可能です。

3. 貸付を受ける人の条件(条例第7条関係)

奨学資金の貸付けを受ける者は、経済的理由により修学困難な者のうち、健康かつ人物、学業とも奨学生としてふさわしい者とする。

※3ページに所得の目安と学力基準の記載あり。

4. 保証人(規則第5条)

本市に住所を有し、かつ償還能力のある保証人を2人立てなければならない。

保証人2人のうち、1人は保護者、もう一人は地方税が課税され、滞納がないもの。

(保護者以外の保証人を市外居住者とする場合は、令和7年度の所得課税証明書と、税の未納がないとわかる証明書を提出)

※税の未納がないとわかる証明書の例

- ・ 島原市…納税証明書
- ・ 雲仙市…滞納なし証明書
- ・ 長崎市…完納証明書

5. 貸付期間(条例第6条関係)

在学する学校の正規の修業期間とする。

6. 奨学金の貸与月額（条例第8条関係）※本奨学金は無利子です。

高等学校(国立海上技術学校を含む)	30,000円以内
大学(短大を含む)	50,000円以内
高等専門学校	50,000円以内
専修学校(2年以上の専門課程に限る)	50,000円以内
農業大学校、海技大学校、海上技術短期大学校	50,000円以内

7. 審査・貸付決定について

審査は7月上旬に奨学資金貸付審議会を開催し審議した上で、市長が決定します。決まり次第保護者に通知を発送し、必要書類を提出していただきます。提出書類確認後、7月31日(金)に4ヵ月分まとめて指定口座へ振り込みます。以後8月分から毎月末(土日祝日の場合はその前日、12月は25日)に振り込みます。

決定後の提出書類について

- ①南島原市奨学生意向確認調書
- ②奨学資金貸付振込口座届出書(奨学生本人の通帳名義に限ります。)

8. 償還方法について（条例第15条関係）

当該学校卒業後から6ヶ月を据え置き、貸付を受けた期間の3倍以内の期間内に月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択していただきます。(例としましては、高校3年間の貸付を受けた場合9年以内の償還となります。)

なお、退学及びその他の理由で貸付を廃止、辞退された場合は直ちに連絡、当該事由発生翌月から3年以内に償還していただきます。

9. 奨学生の義務

- 1 疾病や留学等の事由で休学した場合は貸付を一時停止いたしますので、すみやかに届け出てください。事由によっては廃止する可能性があります。
- 2 毎年4月中旬までに奨学金貸付継続願と在学証明書を提出しなければなりません。3月に教育総務課より様式を送付しますので、期限までにご提出してください。

※注意事項

出願書類は記入要領をよく読んで、奨学生本人が記入してください。南島原市奨学資金は給付ではなく貸与です。貸付終了後は償還となります。

○所得の目安

給与所得の場合 (収入金額)		給与所得以外の場合 (収入金額－必要経費)	
3人世帯 所得基準額 318 万円	4人世帯 所得基準額 344 万円	3人世帯 所得基準額 318 万円	4人世帯 所得基準額 344 万円
800 万円	872 万円	392 万円	464 万円

○ 学習成績の評定

(1) 大学等志願生

1 年次

- ① 高等学校最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した評価点を5段階評価により算出する。出願資格はおおむね3.0以上とする。
- ② 国の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者については、合格成績の評定を合格科目について平均した値により算出する。出願資格はおおむね4.0以上とする。

2 年次以上

申込時までの大学等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を3段階評価で算出する。

出願資格はおおむね4.0以上とする。

(“A”又は“優”相当を5, “B”又は“良”相当を4, “C”又は“可”相当を3とする。)

(2) 高等学校等志願生

- ① 申込時までの中学校等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を5段階評価により算出する。出願資格はおおむね3.0以上とする。
- ② 上記①による評定が出ない場合は、中学校における最終学年の学習成績の評価を全履修教科について平均した値を5段階評価により算出する。出願資格はおおむね3.5以上とする。ただし、中学校における学習成績の評定がおおむね3.5未満であっても、校長が特に人物に優れ、かつ奨学金を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認める者は、おおむね3.0以上とする。

※所得及び学力基準は基準外でも認められる場合があります。